

令和4年度再商品化実施委託単価について

●「再商品化実施委託単価」算出の計算式

$$\text{再商品化実施委託単価⑥} = \frac{\text{①市町村からの引取り見込量} \times \text{②再商品化事業者見込委託単価} + \text{③協会経費} = \text{④}}{\text{⑤特定事業者等からの再商品化委託申込見込量}}$$

<令和4年度再商品化実施委託単価の算出根拠> (単価・金額共 消費税抜)

		①市町村からの引取り見込量 (トン)	②再商品化事業者見込委託単価 (円/トン)	③協会経費 (千円)	④再商品化総費用 (千円) ≒ (①×②) + ③	⑤特定事業者等からの再商品化実施委託申込見込量 (トン)	⑥令和4年度再商品化実施委託単価 ≒ ④÷⑤ (円/トン)
ガラスびん	無色	103,800	7,100	81,029	818,009	160,900	5,100
	茶色	105,600	7,700	81,029	894,149	125,400	7,200
	その他色	141,000	16,900	81,029	2,463,929	104,400	23,600
PETボトル		17,000	50,000	1,022,518	*1,020,518	202,000	5,000
紙製容器包装		8,400	11,000	316,953	409,353	30,900	14,000
プラスチック製容器包装		700,800	57,000	866,000	40,811,000	780,400	53,000

注1) 上表の①引取り見込量及び②再商品化事業者見込委託単価は、協会が再商品化事業者へ委託料を支払う逆有償分が対象です。協会は有償分を含めて再商品化を実施し、別に有償分に係る収入が見込まれますが、当該収入は市町村に拠出されます。(PETボトル・紙製容器包装は、逆有償分のみ計上)

注2) 端数調整のため、(①×②) + ③が④と等しくならない、また、④÷⑤が⑥と等しくありません。

* PETボトルについて特定事業者が負担する費用は、再商品化委託費用 850,000 (千円)、協会経費 1,022,518 (千円) 合算の 1,872,518 千円となりますが、令和4年度有償収入に関わる消費税相当額 852,000 (千円) を充当するため実質的な負担費用は、1,020,518 千円となります。

(参考1) 令和3年度再商品化実施委託単価について

<令和3年度再商品化実施委託単価の算出根拠> (単価・金額共 消費税抜)

		①市町村からの引取り見込量(トン)	②再商品化事業者見込委託単価(円/トン)	③協会経費(千円)	④再商品化総費用(千円) ≐ (①×②) + ③	⑤特定事業者等からの再商品化実施委託申込見込量(トン)	⑥令和3年度再商品化実施委託単価 ④÷⑤ (円/トン)
ガラスびん	無色	103,300	6,100	87,277	717,407	158,800	4,600
	茶色	105,000	6,800	87,277	801,277	126,000	6,400
	その他色	136,500	12,900	87,277	1,848,127	105,700	17,500
PETボトル		17,000	51,000	930,909	*992,309	220,000	4,500
紙製容器包装		11,000	10,000	345,121	455,121	29,920	16,000
プラスチック製容器包装		669,994	56,000	820,000	38,339,000	760,800	51,000

注1) 及び 注2) については上記と同様。

* PETボトルについて特定事業者が負担する費用は、再商品化委託費用 867,000 (千円)、協会経費 930,909 (千円) 合算の 1,797,909 千円となりますが、令和3年度有償収入に関わる消費税相当額 805,600 (千円) を充当するため実質的な負担費用は、992,309 千円となります。

(参考2) 令和2年度再商品化実施委託単価について

<令和2年度再商品化実施委託単価の算出根拠> (単価・金額共 消費税抜)

		①市町村からの引取り見込量(トン)	②再商品化事業者見込委託単価(円/トン)	③協会経費(千円)	④再商品化総費用(千円) ≐ (①×②) + ③	⑤特定事業者等からの再商品化実施委託申込見込量(トン)	⑥令和2年度再商品化実施委託単価 ④÷⑤ (円/トン)
ガラスびん	無色	106,000	5,400	82,992	655,392	154,900	4,300
	茶色	107,000	6,100	82,992	735,692	124,500	5,900
	その他色	132,000	10,100	82,992	1,416,192	103,500	13,700
PETボトル		9,300	53,000	1,158,849	*820,949	257,000	3,200
紙製容器包装		8,400	9,000	346,382	421,982	32,880	13,000
プラスチック製容器包装		663,654	53,000	738,000	35,912,000	741,000	49,000

注1) 及び 注2) については上記と同様。

* PETボトルについて特定事業者が負担する費用は、再商品化委託費用 492,900 (千円)、協会経費 1,158,849 (千円) 合算の 1,651,749 千円となりますが、令和2年度有償収入に関わる消費税相当額 830,800 (千円) を充当するため実質的な負担費用は、820,949 千円となります。